平成２５年度第５回大阪府都市計画公聴会の開催について

大阪府都市計画公聴会規則(昭和４４年大阪府規則６８号)第２条の規定により、下記の都市計画変更案の作成について、次のとおり公聴会を開催します。

１　公聴会開催の日時及び場所

（１）日　時　　平成２５年１０月３日（木）　午前１１時から

（２）場　所　　大阪府公館
(大阪市中央区大手前２丁目１番４６号)

２　公述及び傍聴の申出に関する事項

（１）公述の申出手続
公聴会で意見を述べることを希望される方は、知事あてに住所、氏名(法人の場合は名称)、利害関係人にあっては利害関係の内容、意見の要旨を記載した公述申出書(様式指定)の提出が必要です（提出方法は郵送または持参。なお、郵送に替えて電子メールで公述申出書の提出を希望される方は、必ず当課に電話で連絡をしてください)。

（２）傍聴の申出手続
公聴会の傍聴を希望される方は、住所、氏名及び電話番号を記載したはがき又は電子メールにより申し込んでください。先着順で受け付けます（定員１０名)。

３　公述の申出先及び問合せ先
大阪府都市整備部総合計画課
住所：540-8570（大阪府庁専用郵便番号)
大阪市中央区大手前二丁目
電話：０６－６９４４－６７７７（ダイヤルイン)
電子メール：sogokeikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

４　公述及び傍聴の申出期間

（１）北部大阪都市計画道路の変更、東部大阪都市計画道路の変更及び東部大阪都市計画緑地の変更
平成２５年９月３日（火）から９月１７日（火）まで〔必着〕

（２）東部大阪、南部大阪都市計画緑地の変更及び南部大阪都市計画道路の変更
平成２５年９月１０日（火）から９月２４日（火）まで〔必着〕